

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日は、その翌日)

鳥取県条例第二十九号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「八万七千円」を「十万円」に、「六倍」を「三倍」に改め、同条第七号中「八万七千円」を「十万円」に改める。

第五条第二号イ中「八万七千円」を「十万円」に、「六倍」を「三倍」に、「十四万千円」を「十六万二千円」に改め、同号ロ中「八万七千円」を「十万円」に、「十四万千円」を「十六万二千円」に改める。

第十九条第三項中「十四万千円」を「十六万二千円」に、「八万七千円」を「十万円」に改める。

第十九条の二第一項中「二十二万六千円」を「二十六万九千円」に改める。

第二十一条第二項の表中「十四万千円」を「十六万二千円」に、「十七万八千円」を「二十四万千円」に、「八万七千円」を「十万円」に改める。附則第四項中「十四万千円」を「十六万二千円」に改める。

附則第五項中「八万七千円」を「十万円」に改める。

附則第六項及び第七項を削る。

附 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

- 1 この条例は、昭和六十一年七月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとな

る場合における当該公募に応じて入居の中込みをした者に係る鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第五条第二号に規定する収入の基準については、この条例による改正後の条例第五条第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。条例第四条に規定する事由のある場合において、施行日前に県営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該県営住宅の入居の申込みをした者に係る条例第五条第一号に規定する収入の基準についても、同様とする。

規則

鳥取県公衆浴場法施行細則をここに公布する。

昭和六十一年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十二号

鳥取県公衆浴場法施行細則

第一条 この規則は、公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号。以下「法」という。）及び公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（趣旨）

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和四十三年三月鳥取県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第五条第二号中「二十二万六千円」を「二十六万九千円」に改める。

昭和六十一年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十号

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和四十三年三月鳥

（浴場業許可申請書の様式）

第一条 省令第一条に規定する申請書は、様式第一号によるものとする。

（沿場業承認届出書の様式）

第三条 省令第二条第一項及び第三条第一項に規定する届書は、様式第一

この条例は、昭和六十一年七月一日から施行する。

附 則

号によるものとする。

(浴場業の変更等の届出手続)

第四条 省令第四条の規定による届出は、営業許可申請書又は浴場業承継届出書に記載した事項を変更したときは様式第三回印とみなす届出書、営業の全部若しくは一部を停止し、又は廃止したときは様式第三回印とみなす届出書を提出してしなければならない。

(書類の経由)

第五条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書は、公衆浴場の所在地を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

浴場業許可申請書

職 氏名 殿

浴場業の許可を受けたいので、公衆浴場法施行規則第1条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

住 所

申請者 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊞

生年月日

電話番号

公衆浴場の名称		
公衆浴場の所在地		
公衆浴場の種類 (温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした湯湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を付記すること。)		
公衆浴場の構造設備の概要		
添付書類		

- 申請者の住民票の写し又は外国人登録済証明書(法人にあつては、法人登記簿謄本及び定款又は寄附行為の写し)
- 公衆浴場の周辺の状況を明らかにした図面(周辺の既設の公衆浴場との距離を記載すること)
- 公衆浴場の構造設備の状況を明らかにした図面

昭38第(外)号

様式第2号(第3条関係)

浴場業承継届出書

職 氏名 殿

相続(合併)により當業者の地位を承継したので、公衆浴場法施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日 郵便番号 □□□-□□□

届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
生年月日 電話番号

公衆浴場の名称			
公衆浴場の所在地			
許可年月日	年	月	日
許可番号	第	号	
被承継人	住 所		
被承継人は、 (氏名)及び 代表者の 氏名	(法人にあつては、 相続による承継の場 合にあつては、届出 者との続柄		
相続開始(合併)年月日			

添付書類
 1 相続による承継の場合にあつては、被承継人の戸籍謄本及び届出者の住民票の写し又は外国人登録済證明書
 2 合併による承継の場合にあつては、被承継人及び届出者の法人登記簿
 3 謄本並びに届出者の定款又は寄附行為の写し、若しくは當業者が2人以上ある場合において、届出者がその全員の同意により當業者の地位を承継する旨を記載した書類
 営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者であるときには、その全員の同意を証する書類

様式第3号(第4条関係)

浴場業変更届出書

職 氏名 殿

浴場業の許可に係る事項に変更を生じたので、公衆浴場法施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日 郵便番号 □□□-□□□

届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

公衆浴場の名称			
公衆浴場の所在地			
許可年月日	年	月	日
許可番号	第	号	
変更事項			
変更内容	変更前		
変更後			
変更年月日	年	月	日
変更理由			

添付書類
 1 営業者の住所又は氏名(法人にあつては、名称又は代表者の氏名)を変更した場合にあつては、変更後の住民票の写し、外国人登録済證明書又は法人登記簿謄本
 2 公衆浴場の構造設備を変更した場合にあつては、変更後の構造設備の状況を明らかにした図面

昭和61年6月24日 火曜日

様式第4号(第4条関係)

浴場業停止(廃止)届出書

職 氏名 殿

浴場業を停止(廃止)したので、公衆浴場法施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

住 所

届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県規則第41号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則(昭和三十三年十月鳥取県規則第11十九号)の一部を

次のように改正する。
第七条第二項中「あいだに」を「新たに」に改め、「建築確認書写しを添付し」を削り、同条に次の二項を加へる。

3 第一項の申請書には、省令第一條第二項に規定するもののほか、次
書類を添付しなければならない。

- 一 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
- 二 営業施設を新たに建築する場合にあつては、建築確認書の写し

第八条の次に次の二条を加える。

(営業者地位承継承認申請書の様式)

第八条の二 省令第一條第一項及び第三条第一項に規定する申請書は、別記様式第一号の二による一部作製して、所在地を管轄する保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

第九条第一項中「第二条」を「第四条」に改め、同条第三項中「前条の営業許可証」を「第八条の許可証」と改める。

別記様式第一号中「(ふりがなをつける。)」を削り、「事務所の所

旅館業施行規則の一部を改正する規則を以て公布する。

昭和六十年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 史 次

公衆浴場の名称	
公衆浴場の所在地	
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
停止(廃止)年月日	年 月 日
停止(廃止)理由	
停止の場合は、再開予定年月日	年 月 日

在地、代表者の住所氏名及び生年月日並びに定款又は寄附行為の写」を「及び代表者の氏名」に、「旅館業」を「旅館業営業」に、「基き」を「より」に改める。

別記様式第二号の次に次の二様式を加える。
別記様式第二号の二

別記様式第三号中「旅館業法施行規則第二条による届出」を「旅館業変更等届出書」に、「事務所の所在地並びに代表者の氏名及び生年月日」を「及び代表者の氏名」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

一 申請者の住所
旅館業営業者地位承継承認申請書

二 申請者の氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

三 合併による承継の場合にあつては、合併により消滅する法人及び合併後存続する法人又は合併により設立される法人の住所、名称及び代表者の氏名、相続による承継の場合にあつては、被相続人の住所、氏名及び申請者との続柄

四 合併予定（相続開始）年月日

五 営業施設の名称及び所在地

六 法第三条第二項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

右のとおり合併（相続）による営業者の地位の承継の承認を受けたい

ので、旅館業法施行規則第一条第一項の規定により、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者 氏 名 印

鳥取県知事 殿

鳥取県規則第四十四号

鳥取県興行場法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県興行場法施行細則（昭和五十九年九月鳥取県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の二条を加える。
(興行場営業の承継の届出)

第二条の二 法第二条の二第二項の規定による届出は、様式第一号の二による届出書を提出してしなければならない。

第三条中「前条の申請書」を「第二条の申請書又は前条の届出書」に改める。

様式第一号の次に次の二様式を加える。

様式第1号の2(第2条の2関係)

興行場営業承継届出書

職 氏 名 殿
相続(合併)により営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2
第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□
住 所
届出者 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
記

興行場の名称			
興行場の所在地			
許可年月日	年	月	日
許可番号	第 号		
被承継人	住所		
	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) の氏名)		
	相続による承継の場合には、届出者との続柄		
	相続開始(合併)年月日		

鳥取県規則第十五号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第1号)の一部を
次のように改正する。

別表第一「十六」の次に次の1項を加える。
「十六」の旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数

料

の規定は、公布の日から施行する。

次

四十日

様式第1号の「申請事項」や「に係る事項」を省略する。

附 錄

この規則は、公布の日から施行する。

添付書類

- 届出者の住民票の写し、外国人登録証明書又は法人登記簿謄本
- 相続又は合併の事実を証する書類
- 相続人が2人以上ある場合において、届出者がその全員の同意により
営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者であるときにつ
ては、その全員の同意を証する書類